

京都市告示第 82 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成9年3月14日付けで認可した醍醐北団地会、平成9年1月8日付けで認可した中部越後屋敷町自治会及び平成14年6月5日付けで認可した西裏町町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年6月8日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

1. 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
醍醐北団地会	中西 清夫	中川 佳江
中部越後屋敷町自治会	服部 善之	服部 恵美
西裏町町内会	松田 康太郎	上田 隆

2. 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
醍醐北団地会	京都市伏見区醍醐大高町 13-3	京都市伏見区醍醐京道町5 番地の2
中部越後屋敷町自治会	京都市伏見区深草新門丈町 13番地	京都市伏見区深草新門丈町 13番地の2
西裏町町内会	京都市右京区山ノ内西裏町 20番地	京都市右京区山ノ内西裏町 15番地の30

3. 事務所の所在地

団体の名称	変更前	変更後
西裏町町内会	京都市右京区山ノ内西裏町 20番地	京都市右京区山ノ内西裏町 15番地の30

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)